

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市条例第27号

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第19条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保

育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれも

が保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「法第6条の3第10項」の次に「第1号」を加える。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所

の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第46条第2項中「附則第4条」を「附則第4項」に改める。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができ

る体制を確保しなければならない。

第49条中「し、」及び「と読み替えるもの」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」に、「第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年太田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。